

※この法令は廃止されています。

平成二十年総務省令第百二十五号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条及び統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第一の一の項の規定に基づき、並びに同法及び同令第四条第一項の規定を実施するため、経済センサス基礎調査規則を次のように定める。
(仮)

一
条

の

第一条 統計法（以下「法」という。）第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査のうち報告を求める事項を事業所及び企業の名称、所在地、事業の内容、従業者数その他の基本的事項に限定したもの（以下「経済センサス基礎調査」という。）の実施に關しては、この省令の定めるところによる。

(調査の目的)
第二条 経済センサス基礎調査は、事業所の基本的な経済活動及び企業の基本的な経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域別に明らかにする基幹統計を作成すること並びに各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的とする。

(走義) 第三者二つ省令による、て「事業所」とは、物の生産又はナービスの是共、事業所にて行つて、ある一定の場所をとる。

第三条 この省令において「事業所」とは、物の生産又はサービスの提供が事業として行われていて、一定の場所を有するところの法人（國、地方公共団体及び外国の法人を除く。）及び事業を經營する個人をいう。

(調査日) 令和二年三月一日（火曜日）

第四条 経済セ （調査の対象）

第五条 経済七

所を分く事業所（以下「調査事業所」という。）について行うもので、個人の登録によるもの

二 大分類 B 漁業に属する事業所で個人の經營に係るもの

三分類N—生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類七九一その他の生活関連サービス業（小分類番号七九二一家事サービス業に限る。）に属する事業所

四　九分類E-1サレービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類六一「外国公務に属する事業」
前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）の影響によ

り経済セノサス基礎調査の実施が困難な地域として総務大臣の定める地域をいう。

第六条 経済センサス基礎調査は、甲調査及び乙調査とする。
(調査の種類)

2 甲調査は、調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所について行う。

3 乙調査及び地方公共団体の調査事業所について行う。
(調査事項等)

第七条 経済センサス基礎調査は、総務大臣が定める様式による調査票により、調査事業所に係る次に掲げる事項のうち、甲調査の場合には第一号イからチまで及び第一号に掲げる事項を、乙調査

の場合は第一号イからニまで及びリに掲げる事項を調査する。
一 事務所二回十
二 事務所二回十

一 事業所は開する事項
イ 名称及び電話番号

、口所在地

ニハ 従業者数 事業の種類

二三〇六
業態

トヘ
開設時期
単独事業所・本所・支所の別

チ
事業に係る売上金額、収入金額その他の収益の額の合計額

二、リ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地
企業二十間十の事項

二 企業に関する事項
イ 経営組織

口 資本金、出資金又は基金の額

二八
外國資本比率

卷之三

| | | | | |
|--|---|-------------------------------|-----------------|-----------------|
| 第一欄 | 第二欄 | 第三欄 | 第四欄 | 第五欄 |
| 一 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所（いずれも指定地域（東日本大震災の影響により経済センサス基礎調査の実施に大きな支障が生じている地域として総務大臣の定める地域をいふ。以下同じ。）内にあるものを除く。） | 調査員（第八条第四項第一の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を配布すること。） | 一の項第一欄に掲げる調査事業所から、調査票を取集すること。 | | |
| ト チ リ ュ ル フ カ ヨ | ト チ リ ュ ル フ カ ヨ | ト チ リ ュ ル フ カ ヨ | ト チ リ ュ ル フ カ ヨ | ト チ リ ュ ル フ カ ヨ |

| | |
|--|--|
| イ 調査用名簿に記載されていないもの | |
| ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの | |
| (1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 | |
| (2) 指定企業（調査用名簿に記載されている調査事業所を有する企業のうち総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）の調査事業所でないこと。 | |
| ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの | |
| (1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。 | |
| (2) 指定企業の調査事業所でないこと。 | |
| 二 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの | |
| イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 | |
| ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 | |
| ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されていること。 | |
| ニ 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されていること。 | |
| ホ 同一の市（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 | |
| 三 企業の調査事業所のうち次に掲げる全ての要件に該当するもの | |
| イ 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 | |
| ロ 指定企業の調査事業所でないこと。 | |
| ハ 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 | |
| ニ 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 | |
| ホ 同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の市の区域内に全ての調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 | |
| 四 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの | |
| イ 次に掲げる全ての要件に該当するもの | |
| (1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 | |
| (2) 指定企業の調査事業所でないこと。 | |
| (3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。 | |
| (4) 従業者数が三十人未満である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 | |
| (5) 一以上の都道府県の区域内にわたって調査事業所を有する企業の調査事業所（同一の都道府県の区域内に大多数の調査事業所を有する企業の調査事業所を除く。）として事前名簿に記載されているものを有する企業の調査事業所であること。 | |
| ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの | |

| | |
|--------|--|
| 総務大臣 | 二の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所としを含む。以下同じ。を有する企業の本所となる調査事業所に調査票を送付すること。 |
| 都道府県知事 | 三の項第一欄に掲げる調査事業所をする企業の本所となる調査事業所として調査用名簿に記載されている調査事業所に調査票を送付すること。 |
| 総務大臣 | 三の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所から調査票を回収すること。 |

| | | |
|-----|--|--|
| | <p>(1) 本所となる調査事業所又は支所となる調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>(3) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(4) 従業者数が不明又は三十人以上である企業の調査事業所として事前名簿に記載されているものと有する企業の調査事業所であること。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 支所となる調査事業所を有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所であること。</p> <p>五 企業の調査事業所のうち次に掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以総務大臣外の団体の調査事業所（企業の調査事業所のうちいからハまでに掲げるもの、外国の法人の調査事業所及び法人以外の団体の調査事業所にあっては指定地域内にあるものに限る。）</p> <p>イ 調査用名簿に記載されていないもの</p> <p>ロ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ハ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所であるか又は支所となる調査事業所であるかの別が不明であるものとして調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所でないこと。</p> <p>ニ 次に掲げる全ての要件に該当するもの</p> <p>(1) 本所となる調査事業所のみを有する企業の調査事業所として調査用名簿に記載されていること。</p> <p>(2) 指定企業の調査事業所であること。</p> <p>備考 この表の規定の適用については、調査用名簿に記載されている企業の調査事業所のうち、当該調査事業所を有する企業の本所又は支所となる調査事業所の所在地として調査用名簿に記載されている場所のいずれにもないものは、調査用名簿に記載されていないものとみなす。</p> <p>2 乙調査は、市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。</p> <p>3 前二項の規定による甲調査及び乙調査は、平成二十六年六月九日から翌月二十八日までの間ににおいて行う。</p> <p>(期間の変更)</p> | <p>五の項第一欄に掲げる調査事業所に調査票を送付すること。</p> <p>五の項第一欄に掲げる調査事業所から調査票を回収すること。</p> |
| 第一欄 | <p>第十三条 市町村長は、前条第一項の表の一の項及び二の項に掲げる調査事業所に係る甲調査又は市町村の調査事業所に係る乙調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため、同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による報告があつたとき又は前条第一項の表の三の項に掲げる調査事業所に係る甲調査若しくは都道府県の調査事業所に係る乙調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間により難いときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>3 総務大臣は、前項の規定による報告があつたとき又は前条第一項の表の四の項及び五の項に掲げる調査事業所に係る甲調査若しくは都道府県の調査事業所に係る乙調査に關し天災事変その他避けることのできない事故のため同条第三項に規定する期間により難いときは、地域を限り、調査を行う期間を別に定めることができる。</p> <p>4 総務大臣は、前項の規定により期間を別に定めたときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>（報告の義務及び方法）</p> <p>第十四条 次の表第一欄に掲げる調査事業所に係る甲調査は、同欄に掲げる調査事業所の区分に応じ、それぞれ同表第二欄に掲げる調査事業所の事業主（当該調査事業所の事業を管理する者をいう。以下同じ。）が、それぞれ同表第三欄に掲げる調査事項について、それぞれ同表第四欄に掲げる方法により、報告しなければならない。</p> | |
| 第二欄 | | |
| 第三欄 | | |
| 第四欄 | | |

| | |
|--|--|
| 一 第十二条第一項の表の一の項第一の項第一欄に掲げる調査事業所の事業主 | 一 の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業、外国の法人又は法人以外の団体に関する調査事項及び一の項第二欄に掲げる事業主が管理する調査事業所に関する調査事項 |
| 二 第十二条第一項の表の二の項第一欄に掲げる調査事業所 | 二 の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主に関する調査事業所に関する調査事項 |
| 三 第十二条第一項の表の三の項第一欄に掲げる調査事業所 | 三 の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業の本所となる調査事業所の事業主に関する調査事業所に関する調査事項 |
| 四 第十二条第一項の表の四の項第一欄に掲げる調査事業所 | 四 の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げたる企業の本所となる調査事業所の事業主に関する調査事業所に関する調査事項 |
| 五 第十二条第一項の表の五の項第一欄に掲げる調査事業所 | 五 の項第一欄に掲げる調査事業所を有する企業に関する調査事項及び同欄に掲げたる企業の本所となる調査事業所の事業主に関する調査事業所に関する調査事項 |
| 一 市町村の調査事業所 市町村長 | 一 調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。 |
| 二 都道府県の調査事業所 都道府県知事 | 二 調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。 |
| 三 国の調査事業所 総務大臣 | 三 調査票に記入し、総務大臣に当該調査票を提出すること。 |
| 2 乙調査は調査事業所の事業主が調査票に記入し、及び当該調査票を次の各号に掲げる調査事業所の区分に応じ当該各号に定める者に提出することにより、報告しなければならない。 | 2 調査票に記入し、総務大臣に当該調査票を提出すること。 |
| 一 市町村の調査事業所 市町村長 | 一 調査票に記入し、都道府県知事に当該調査票を提出すること。 |
| 二 都道府県の調査事業所 都道府県知事 | 二 調査票に記入し、市長に当該調査票を提出すること。 |
| 三 国の調査事業所 総務大臣 | 三 調査票に記入し、総務大臣に当該調査票を提出すること。 |
| 3 事業主が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、事实上当該事業主に代わる者は、当該事業主に代わって当該報告を行うものとする。 | 3 調査票等の提出等 |
| 第十五条 統計調査員は、第十二条第一項の表の一の項の規定により調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十二条第一項の表の二の項及び同条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、都道府県知事に対しその定める期限までに提出しなければならない。 | 第十五条 統計調査員は、第十二条第一項の表の一の項の規定により調査事業所から取集した調査票及び調査区内事業所名簿その他の関係書類並びに第十二条第一項の表の二の項及び同条第二項の規定により調査事業所から提出された調査票を審査し、総務大臣に対しその定める期限までに提出しなければならない。 |
| 第十六条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。 (事業所及び企業の名簿の作成) | 第十六条 総務大臣は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。 |
| 第十七条 総務大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。 (調査区の管理) | 第十七条 総務大臣は、調査事業所について、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成するものとする。 |
| 第十八条 市町村長は、調査日の翌日以後、総務大臣の定めるところにより、調査区を管理するものとする。 | 第十八条 市町村長は、調査日の翌日以後、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。 |
| 1 市町村長は、調査日以後、調査区について総務大臣の定める事由が生じたときは、総務大臣の定めるところにより、当該調査区を修正するものとする。 | 1 市町村長は、前項の規定により、調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区を修正しなければならない。 |
| 2 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区を修正しなければならない。 | 2 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区を修正しなければならない。 |
| 3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区を修正しなければならない。 | 3 市町村長は、前項の規定に基づき調査区を修正したときは、総務大臣の定めるところにより、調査区を修正しなければならない。 |
| 4 市町村長は、都道府県知事に対しその定める期限までに、前項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。 | 4 市町村長は、都道府県知事に対しその定める期限までに、前項の規定に基づき修正した調査区地図等があるときは、当該調査区地図等を併せて提出しなければならない。 |
| 5 都道府県知事は、総務大臣に対しその定める期限までに、前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。 | 5 都道府県知事は、総務大臣に対しその定める期限までに、前項の規定による市町村長の報告を取りまとめて報告するとともに、同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、提出しなければならない。 |
| (調査票等の保存) | (調査票等の保存) |
| 第十九条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。 | 第十九条 総務省統計局長は、調査票を三年間、調査票の内容が転写されている電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この条及び附則第三条において同じ。)及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録を永年保存するものとする。 |
| 第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。 | 第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。 |
| (事業所・企業統計調査規則の廃止) | (事業所・企業統計調査規則の廃止) |
| 第二条 事業所・企業統計調査規則(昭和五十六年総理府令第二十六号)は、廃止する。 | 第二条 事業所・企業統計調査規則(昭和五十六年総理府令第二十六号)は、廃止する。 |
| 第三条 前条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則第十九条の規定に基づく調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録の保存については、なお従前の例による。 | 第三条 前条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則第十九条の規定に基づく調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録の保存については、なお従前の例による。 |

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成二十一年四月一日)から施行する。

(事業所・企業統計調査規則の廃止)

第二条 事業所・企業統計調査規則(昭和五十六年総理府令第二十六号)は、廃止する。

(事業所・企業統計調査規則の廃止)

第三条 前条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則第十九条の規定に基づく調査票、調査票の内容が転写されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年三月二日総務省令第一三三号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月三日総務省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年八月二九日総務省令第八二号）

（施行期日）この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年一二月一四日総務省令第一二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年一二月一四日総務省令第一二〇号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

実施することとする。

2 平成二十六年に実施する経済センサス基礎調査においては、統計法第一条第四項に規定する基幹統計である商業統計を作成するための調査と共に用いて同時に行なわれる。

3 平成二十六年に実施する甲調査（平成二十五年に実施する工業統計調査（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である工業統計を作成するための調査）の調査の対象となる事業所のうち総務大臣の指定するものを対象とする調査に限る。）のうち第七条第一項第一号チ及び第一号ヲに掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十号）第二十一条第二項の規定により経済産業大臣が保存している調査票の内容（同規則第六条第一項第十四号及び同条第二項第十号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第一号チ及び第一号ヲに掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条及び第十二条から第十五条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十六条、第十七条及び第十九条の規定を適用する。

4 平成二十六年に実施する甲調査（平成二十六年に実施する特定サービス産業実態調査（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である特定サービス産業実態調査を作成するための調査）の調査の対象となる事業所のうち総務大臣の指定するものを対象とする調査に限る。）のうち第七条第一項第一号チ及び第一号ヲに掲げる事項に係る調査については、総務大臣が、特定サービス産業実態調査規則（昭和四九年通商産業省令第六十七号）第十二条第二項の規定により保存されている調査票の内容（同規則第五条第八号に掲げる事項に係る部分に限る。）から第七条第一項第一号チ及び第一号ヲに掲げる事項を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、当該調査に係る第七条及び第十二条から第十五条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を同条の規定により提出された調査票の内容とみなして、第十六条、第十七条及び第十九条の規定を適用する。

附 則（平成二六年五月二七日総務省令第五一号）

この省令は、公布の日から施行する。